10月から子ども医療費助成事業の 助成内容を拡大します

町では、平成27年10月1日から中学校卒業までの子どもの入院や通院に係る医療費を助成してい ますが、次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推 進する観点から、令和5年10月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ど もに係る医療費を対象として助成を拡大します。

制度の改正内容

助成対象年齢を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」から「18歳に達する日以後の最初 の3月31日までにある者」に引き上げます。なお、助成の対象となる医療費は、入院時の食事療養費標準負担 額を除く、保険対象医療費のすべてです。

9月30日まで				10月1日から
対象者		15歳に達する日以後の最初の 3月31日まで		18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで
所得制限		なし		なし
	未就学児	入院時の食事療養費標準負担額		入院時の食事療養費標準負担額
患者負担	就学児(小中学生)	入院時の食事療養費標準負担額		入院時の食事療養費標準負担額
	高校生世代	3割 入院時の食事療養費標準負担額		入院時の食事療養費標準負担額

- ※対象者は、幕別町に住所があり、生活保護法による保護を受けていない子どもです。
- ※就学児とは、6歳到達後の最初の4月1日から15歳到達後の最初の3月31日までの子どもです。
- ※高校生世代とは、15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの子どもです(高校に在 籍していない子どもも対象です)。

▶改正後の助成開始時期

令和5年10月1日から(10月1日以降の入院や通院に係る医療費が対象となります。)

▶子ども医療費受給者証

今回の助成拡大により新たに対象者となる保護者には、8月上旬に「子ども医療費受給者証交付申請書」を送付 しますので、対象者(子ども)の被保険者証を持参の上、役場住民課、札内支所、忠類総合支所、各出張所の窓口で

申請書類を提出した方には、10月1日から有効となる「子ども医療費受給者証」を9月下旬に送付します。

▶重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証

すでに受給者証をお持ちの方(高校生世代)には、10月1日から有効となる「重度心身障害者医療費受給者証」か 「ひとり親家庭等医療費受給者証」を9月下旬に送付します。

▶医療費の助成方法

道内の医療機関では、窓口で各種受給者証を提示することで、医療費の自己負担(入院時の食事療養費標準負担 額を除く)はありません。ただし、医療機関で受給者証を提示しなかった場合や、道外で医療を受けた場合は、自 己負担額を一度医療機関で支払い、後日、町に申請することで助成を受けることができます。

※申請に必要なもの 領収書、対象者(子ども)の被保険者証、各種受給者証、金融機関の振込口座

間住民課国保医療係(☎寫54-6602)

まくべつ夏フェスタ 2023



では、夜空を彩る約3千発 つ夏フェスタの を飾る花火大会

会場が大いににぎわいま のほか、グアム旅行を特賞 部によるバ 戯や、幕別清陵高校軽音楽 育所の子どもたちによる遊 特設会場では幕別中央保 演奏など